

平成 28 年度から取り組む「第二次行動指針」の 基本方針について

「第二次行動指針」は、全国の救護施設が平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間に、以下 3 つの基本方針のもとで生活困窮者支援に取り組む指針とする。

カテゴリーの基本的なスタンスは、平成 25～27 年度に取り組んだ「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針（以下、「行動指針）」を踏襲した形で進めることとしたうえで、生活困窮者自立支援法に謳われた事業に関する項目は別枠で整理し、カテゴリー①「救護施設の機能として制度化されている取り組み」、カテゴリー②「救護施設の機能をさらに活かす取り組み」、カテゴリー③「地域への公益的な取り組み」、カテゴリー④「生活困窮者自立支援制度への取り組み」とする。また、フェーズについては、これまでの「行動指針」の考え方を踏襲する。

これらの方向性に基づき、具体的な取り組み内容や実施目標（各フェーズの考え方）について、別紙「【新】救護施設として取り組むべき生活困窮者支援にかかる事業等」として整理し、示す。

<基本方針>

1. 平成 25～27 年に行った「行動指針」における各事業を一部整理したうえで、引き続き平成 28～29 年の 2 か年にわたり継続的に取り組み、救護施設が行う生活困窮者支援の一層の推進を図る。
2. 特に、次の 2 項目をあらたな行動指針を推進する『重点』として推し進める。
 - (1) 生活困窮者自立支援制度による就労支援（就労訓練支援・就労準備支援）への取り組みを積極的に推し進める。
(いわゆる「中間的就労」の認定をすべての救護施設が受けることをめざす。)
 - (2) 包括的な総合相談支援機能の設置・運営、または地域の相談支援ネットワークの構築・参画や実施協力を積極的に取り組む。